LINE、Twitter、TikTokなど SNSを使っている人へ

～ＳＮＳでいじめをしないために～

ＳＮＳでも、仲間外れや無視、悪口、からかいなどはいじめになります。
送信する前に、だれかを傷つける内容になっていないか、よく確認しましょう。

☞ からかいは、おもしろがってやってしまうこともあるので注意！

【弁護士から】

ＳＮＳでのうわさ話や悪口などは、犯罪になることもあります。犯罪にならなくても、相手に損害賠償を支払わなければならないこともあります。

名誉毀損罪	不特定または多数の人に伝わるような場所や方法で、その人の評判を落とすようなうわさを流すこと。うわさの内容が本当のことでも、罪になることがあります。 例：「○○さんがテストでカンニングした」など
侮辱罪	不特定または多数の人に伝わるような場所や方法で、人の悪口を言うこと。 例：「バカ」「ブス」「キモイ」「頭が悪い」など
脅迫罪	相手の生命・身体・自由・名誉・財産に対して害を加えることを告げること。 例：「ぶっとばす」「家に火をつけてやる」など

友だちのことだけでなく、家族、先生、芸能人、有名人など
大人のことも、誹謗中傷してはいけません！

※ 誹謗：悪口を言うこと。
中傷：根拠なく人の名誉を傷つけること。

人の写真や動画を勝手に撮ったり、ＳＮＳに載せたりしてはいけません。肖像権やプライバシーを侵害する違法な行為です。
人の写真に悪口を書いたり、写真を加工したりしてＳＮＳに載せると、名誉毀損罪や侮辱罪に当たることもあります。

教科書に落書きするように軽い気持ちでやってしまいそうですが、ちょっとふざけただけのつもりでも、された人は深く傷つくことがあります。

１４歳未満の人は、刑事罰（刑務所に入る、国に罰金を払う、など）を受けることはありませんが、警察や児童相談所から指導を受けることなどがあります。
また、被害者に損害賠償を支払わなければならなくなることもあります。

その人が見ていない・聞いてないからといって、ＬＩＮＥグループに入っていないなどその場にいない人の悪口やうわさ話を流したり、勝手に写真を載せたりしてはいけません！

～被害にあったら～

ＳＮＳでいじめ被害にあったときは、
保護者の方や先生、相談窓口に相談してください。

【相談窓口】

● 流山小中学生専用なやみホットライン	０４－７１５０－８０５５
毎日午後１時～午後９時	
● ２４時間子どもＳＯＳダイヤル	０１２０－０－７８３１０
２４時間対応	
● 子どもの人権１１０番	０１２０－００７－１１０
月～金　午前８時３０分～午後５時１５分	